

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要  
綱

〔令和 8 年 4 月 2 4 日〕  
〔 8 小こ第 1 8 4 - 1 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務について、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務（以下「対象業務」という。）とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書を提出する日において、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されている者
- (3) 次に掲げる措置を受けていない者
  - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置
  - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 令和 3 年度以後に児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条

の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する業務又はこれに類似する業務（放課後子ども教室を実施する業務、保育所、幼稚園、同法第40条に規定する児童厚生施設等を運営する業務その他市長が適当と認める業務をいう。）を受託した実績を有する者であること。

（公募の公告）

第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、対象業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

（技術提案書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書及び技術提案書その他添付書類（以下「技術提案書等」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

（提出者の公表）

第6条 市長は、技術提案書等を提出した者（以下「提出者」という。）を前条に規定する日後、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

（第一次審査）

第7条 市長は、第一次審査として、技術提案書等を別に定める小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に審査させ、提出者のうち上位3者を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、提出者が3者以下の場合は、第一次審査を省略することができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立て等は一切できないものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により第一次審査を省略するときは、提出者にその旨を通知するものとする。

(第二次審査の出席要請者の公表)

第8条 市長は、前条第2項の規定により選定した提出者について、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(第二次審査)

第9条 市長は、第二次審査として、第7条第2項の規定により選定した提出者に対し、別に定める審査基準に基づき、審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 第7条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。

(審査結果の公表)

第10条 前条第2項の規定により特定した最適者及び次点者1者については、速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

2 この要綱は、第10条の規定による公表をもって、その効力を失う。

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 第二次審査の概要

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル第一次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。今回のプロポーザルの実施に当たり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

選定しなかった理由

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル第二次  
次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最適者 として特定しましたので通知します。  
次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市篠岡地区児童クラブ運営業務委託プロポーザル第二次審査結果について（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。今回のプロポーザルの実施に当たり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由